

宇治市市税条例の一部改正の概要について

1. 個人市民税関係

○子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置

- ・ 単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加する規定の整備

事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親（以下「単身児童扶養者」という。）に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずる。（令和3年1月1日施行）

- ・ 単身児童扶養者を扶養親族等申告書記載事項へ追加する規定の整備

給与所得者及び公的年金受給者が単身児童扶養者である旨を、扶養親族申告書記載事項へ追加する。（令和2年1月1日施行）

2. 軽自動車税関係

○軽自動車税の種別割の税率の特例及び賦課徴収の特例についての規定の整備

- ・ これまで軽自動車税で行っていたグリーン化特例（軽課）を種別割においても2年間継続。（令和元年10月1日施行）
- ・ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までは電気自動車等に限定し、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽課する。（令和3年4月1日施行）
- ・ 重課については継続。（公布日施行）

○軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定の変更に伴う規定の整備

- ・ 消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合は、環境性能割の税率を1%分軽減する。（令和元年10月1日施行）

3. その他

- ・ 市民税の申告書記載事項の簡素化に関する規定の創設。（令和2年1月1日施行）
- ・ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から義務化される大法人の法人税電子申告において、申告が困難である場合の書面による申告の承認等規定の整備。
- ・ 条項等のずれ・文言等の修正
- ・ 元号表記の改正